

平成27年7月17日
総務省統計局

消費者物価指数2015年基準改定計画（案）付属資料

I 消費者物価指数について

1. 消費者物価指数の性質と国際基準…………… 1
2. 消費者物価指数の沿革…………… 1
3. 消費者物価指数の利用…………… 1
4. 消費者物価指数の作成方法…………… 2
5. 固定基準方式と連鎖基準方式…………… 2

II 基準改定について

6. 基準改定の趣旨と統計基準…………… 3
7. 指数の基準時の更新…………… 3
8. ウェイトの更新…………… 3
9. 品目の改定…………… 4
10. モデル式の改定…………… 5
11. 公表系列の充実等…………… 5

III 指数の作成について

12. 価格の調査について…………… 6
13. 調査する商品（銘柄）の指定について…………… 7
14. 調査銘柄の常時見直し…………… 8
15. 品質調整の適切な実施…………… 8
16. POS情報・インターネット情報の活用…………… 9
17. モデル式の随時見直し…………… 10
18. 品目の中間年における見直し…………… 10

(別紙 1) 消費者物価指数に関する決議－第 17 回国際労働統計家会議採択(2003 年)－抜粋－	11
(別紙 2) 消費者物価指数の過去の基準改定における主な内容	12
(別紙 3) 消費者物価指数の利用事例	13
(別紙 4) 消費者物価指数の作成方法	14
(別紙 5) (参考指数) ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数の作成方法	15
(別紙 6) 指数の基準時に関する統計基準	18
(別紙 7) 新・旧指数の接続方法	20
(別紙 8) 持家の帰属家賃のウエイトの推計方法	21
(別紙 9) 2015 年基準消費者物価指数品目一覧(案)	22
(別紙 10) 2010 年基準と 2015 年基準(案)のモデル品目の対応表	28
(別紙 11) (参考指数) ラスパイレス連鎖基準方式における寄与度の算出方法	30
(別紙 12) 小売物価統計調査の調査方法	33
(別紙 13) 消費者物価指数における品質調整の方法	34
(別紙 14) POS 情報を用いたヘドニック指数の作成方法	36
(別紙 15) 平成 22 年基準消費者物価指数におけるモデル式に係る見直し	37
(別紙 16) 消費者物価指数の中間年におけるこれまでの見直し	38

I 消費者物価指数について

1. 消費者物価指数の性質と国際基準

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品（財・サービス）の価格の平均的な変動を測定するものです。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

消費者物価指数については、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）が国際基準を定めています。平成 15 年（2003 年）12 月にジュネーブで開催された第 17 回国際労働統計家会議では、消費者物価指数に関する現行の国際基準が決議として採択されました。同決議では「この指数は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。」とされています（別紙 1）。我が国の消費者物価指数もこの考え方に沿って作成されています。

2. 消費者物価指数の沿革

我が国の消費者物価指数は、第二次世界大戦直後の昭和 21 年（1946 年）8 月に作成・公表が開始されました。当時の指数は、戦後の混乱期の物価上昇を早急に測定するため、昭和 21 年（1946 年）8 月～22 年（1947 年）3 月の 8 か月間の変動的な期間を基準時とし、日常の生活用品が統制価格とヤミ価格の二重の価格体系が併存する状態であったことから、消費者価格調査（現行家計調査の前身）から得られる実効価格（統制価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格）とウエイトを用い、フィッシャーの理想算式によって作成されました。その後、消費者価格調査の資料も整ってきたので、昭和 24 年（1949 年）8 月に第 1 回の改定が行われ、基準時を昭和 23 年（1948 年）1 月～12 月の 1 年間に、また、算式もラスパイレス式に改められ、21 年（1946 年）8 月まで遡及して改定されました。次いで、昭和 25 年（1950 年）頃になると、経済状態も落ち着いてきたので、同年 6 月から新たに小売物価統計調査が開始され、昭和 27 年（1952 年）9 月には指数の基準時が昭和 26 年（1951 年）の 1 年間に改められるとともに、従前の実効価格を小売物価統計調査から得られる小売価格に変更しました。その後は、昭和 30 年（1955 年）以降、5 年ごとに基準改定を行ってきており、今回の 2015 年基準改定は第 15 次の改定になります（別紙 2）。

3. 消費者物価指数の利用

物価の動向は経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は「経済の体温計」とも呼ばれており、様々な分野で利用されています。例えば、金融政策においては目標指標として採用されており、経済政策を推進する上でも極めて重要な指標と位置付けられています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金の改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く活用されています（別紙 3）。

4. 消費者物価指数の作成方法

消費者物価指数の作成に関しては、ILOで採択された国際基準となる決議があります。また、同決議とともに、消費者物価指数に関する国際的なマニュアルとして「消費者物価指数マニュアル:理論と実践 (Consumer Price Index Manual : Theory and Practice)」が作成され、ILOのホームページでも公開されています。我が国の消費者物価指数は、他の主要国と同様に、この国際基準及びマニュアルに沿って作成しています。

具体的な我が国の消費者物価指数の作成方法については、まず世帯が購入する商品（財・サービス）のうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものを品目として選びます。次に、この家計消費支出割合に基づいて、指数の計算に用いる各品目のウェイトを求めます。家計消費支出割合は家計調査の結果などを用います。指数の計算は、調査価格を用いて個々の品目の指数（基準年=100）を計算し、これらをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均して、中分類、10大費目、総合などの指数を計算します。各品目の価格は、毎月の小売物価統計調査によって調査した価格を用います（別紙4）。

5. 固定基準方式と連鎖基準方式

指数の計算方式としては、基準時点と比較時点の価格比（指数）を基準時点のウェイトで合成する「基準時加重相対法算式（ラスパイレズ型）」が、我が国を含め各国で採用されていますが、ラスパイレズ算式の中にも、基準とする年の消費支出割合をウェイトに用いて指数を計算していく「固定基準方式」、前年の消費支出割合をウェイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく「連鎖基準方式」などがあります。

我が国では、消費構造を一定にした場合の物価変動を測定するために、昭和24年（1949年）8月以来、固定基準方式の指数を作成・公表しています。また、毎年の消費構造の変化を反映する連鎖基準方式の指数については、昭和50年（1975年）基準から参考指数として年平均指数を公表しており、平成17年（2005年）基準からは生鮮食品を除く総合等を月次でも公表しています（別紙5）。

なお、近年では国内外において連鎖基準方式の指数の利用が拡大していることから、2015年基準においては、連鎖基準方式の指数について、新たに生鮮食品を含む総合等の月次指数の作成・公表を開始するとともに、連鎖基準方式における各類及び品目の寄与度の算出・公表を開始するなど、参考指数として連鎖基準方式の指数の充実を図ります。

連鎖基準方式の特性

一般に、連鎖基準方式と固定基準方式の違いには、「ウェイト効果」、「リセット効果」と「ドリフト現象」があると言われています。

「ウェイト効果」とは、価格の上昇又は下落に伴って消費支出割合が減少又は増加する品目があった場合、ウェイトを毎年更新する連鎖基準方式ならば、価格変動に加えてウェイトの変化も指数やその変化率に反映されるというものです。ただし、価格の変動と消費支出割合の変化の関係は一様でなく、品目の性質によってその方向も大きさも異なるため、必ずしも上方又は下方のどちらか一方に固定基準方式との差が現れるわけではないことに留意が必要です。

「リセット効果」とは、連鎖基準方式では各品目の指数値を前年12月=100に戻して計算するため、各品目の指数の水準がリセットされ、各品目の寄与度（影響度）に固定基準方式

との差が現れるというものです。かつての耐久消費財のように価格が大きく下落して固定基準方式の指数がかなり小さくなってからもさらに価格下落が続く場合は、連鎖基準方式の方が下落幅が大きくなると考えられます。

また、連鎖基準方式においては、価格が上昇と下落を繰り返すような品目があると、その品目の価格の水準が元に戻っても、連鎖基準方式による指数の集計値が元に辿り着かない現象が生じる場合があることが指摘されています。これが、いわゆる「ドリフト現象」と呼ばれているものです。

II 基準改定について

6. 基準改定の趣旨と統計基準

消費者物価指数では、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保の観点から、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っています。

我が国の消費者物価指数は、昭和30年（1955年）以降、5年ごとに基準改定を行っています。また、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計基準として「指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日付け総務省告示第112号）」（以下「統計基準」といいます。）が設定されていることから、消費者物価指数はこの統計基準に沿って、2015年への基準改定を行うこととしています（別紙6）。

7. 指数の基準時の更新

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」とする統計基準に沿って、指数の基準時（指数を100とする年次）を2010年から2015年に更新します。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数の接続を行います。ただし、前月比、前年同月比、前年比などの変化率については、過去の各基準において公表した値とし、接続した指数による再計算は行いません（別紙7）。

8. ウエイトの更新

「ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウエイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、固定基準方式の指数の計算に用いるウエイトについては、家計調査の結果等を用いて、更新する指数の基準年次と同じ2015年の年平均1か月間1世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成します。ここで世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が2人以上の世帯です。

なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による2015年の品目別消費支出金額のほか、2014年及び2015年の月別購入数量を用いて月別に品目別ウエイトを作成します（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウエイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、平成26年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分します。さらに持家の帰属家賃のウエイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成します（別紙8）。

連鎖基準方式の指数の計算に用いるウェイトについては、前年の家計調査の結果等を用いて毎年更新しています。

9. 品目の改定

消費者物価指数の作成に用いる品目については、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出における重要度等を踏まえ、追加及び廃止等を行っています。追加及び廃止は以下を基準としています。

<追加品目の選定基準>

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

<廃止品目の選定基準>

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

2015年基準改定では、33品目を追加、32品目を廃止、8品目を4品目に統合することにより、新基準の指数の作成に用いる品目数は585品目となります。

また、指数の採用品目とそれらのウェイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等を行い、これに伴って品目名称の変更を行います。例えば、2010年基準の「音楽ダウンロード料」は、2015年基準ではその品目の内容を音楽配信に加えて動画配信、携帯用ソフト配信（アプリ）及び電子書籍まで含むものとし、品目の名称を「ウェブコンテンツ利用料」に変更します。このほか、常用漢字表の改定に対応した変更や、家計調査の収支項目分類の表記を参考にした見直しなども併せて行います。なお、品目名称の変更については、今後の検討により追加又は変更があり得ます（別紙9）。

2015年基準における追加品目については、平成26年（2014年）7月に「小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」（行政手続法に基づく手続）として追加する品目に関する意見を募集し、その結果を踏まえ、同年10月に小売物価統計調査規則（昭和57年総務府令第6号）を改正し、平成27年（2015年）1月から調査を開始しています。

なお、指数の採用品目は5年ごとの基準改定において追加及び廃止等を行っています。が、次の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財やサービスについては、これらを指数に迅速に反映させるため、次の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行うこととしています。

10. モデル式の改定

航空運賃や電気代、携帯電話通信料など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なります。これらの品目については、価格変動を適切に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の指数を算出しています。その際に価格を合成するための比率等については、各種の統計、業界団体等がまとめた情報、個別の企業から提供いただいた情報なども用いています。

2015年基準においてこれらのモデル式を用いる品目（モデル品目）については、2010年基準の74品目から、5品目をモデル品目から除外、2品目を1品目に統合し、14品目を追加して82品目となる予定です（別紙10）。2010年基準から継続するモデル品目のモデル式については、2010年基準の消費者物価指数の解説を御参照ください。各品目のモデル式は2010年基準の基準改定後に変更した最新のものも含め、総務省統計局のホームページに掲載しております。

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/index.htm>

今後、2015年基準改定に向けて、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、精度の維持向上に必要な改定作業を行う予定であり、また、新たに追加するモデル品目のモデル式の検討も進めていく予定です。これらの最終的な内容は2016年7月を目途に公表を行う予定です。

なお、モデル品目において、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数によりの確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行うこととしています。

11. 公表系列の充実等

消費者物価指数では、物価指数の有用性を確保する観点から、基準改定において公表系列の拡充等を行っています。

世帯属性別の指数については、我が国における人口構造の変化を踏まえ、2010年基準から世帯主が60歳以上の無職世帯の指数の公表を開始しましたが、2015年基準では、これに加えて新たに世帯主が65歳以上の無職世帯の指数について作成・公表を開始します。

世帯主が65歳以上の無職世帯の指数について

消費者物価指数は世帯が購入する各品目の価格の平均的な変動を測定していますが、各品目の購入割合は世帯の収入や世帯主の年齢などの世帯の属性によって違いがあると考えられます。今回新たに作成・公表を開始する「世帯主が65歳以上の無職世帯の指数」は、家計調査において世帯員が2人以上でこの世帯属性に該当する世帯について集計した結果を指数を計算する際の各品目のウエイトに用います。各品目の価格については世帯属性で共通の小売物価統計調査の結果を用いますので、世帯属性別の指数の差は結果的に世帯属性別の各品目のウエイトの差、世帯属性別の消費構造の違いが反映されたものとなります。

また、最近では国内外において連鎖基準方式の指数の利用が拡大していることから、2015年基準においては、連鎖基準方式の指数について、新たに生鮮食品を含む総合等の

月次指数の作成・公表を開始するとともに、連鎖基準方式における各類及び品目の寄与度の算出・公表を開始し、参考指数として連鎖基準方式の指数の充実を図ります（別紙11）。

このほか、消費者物価指数を利用される方々の利用環境を向上させるため、参考値として小数第3位までの指数を開示します。

消費者物価指数の公式の表章桁数と参考値としての小数第3位までの指数の開示

消費者物価指数における指数の表章桁数については、公式数値は小数第1位までの表章としています。指数の計算過程では端数処理は行わず、指数を表章する際に小数第2位を四捨五入しています。各類・品目の寄与度と総合指数の変化率との整合性を図るため、2010年基準から変化率や寄与度の計算過程においても端数処理前の指数を計算に用いることとしました。この措置に対して、指数を御利用いただいているユーザーの方々から、変化率等を指数の公表数値から再現できないという御指摘がありました。

今回はこうした御指摘を受けて、各類・品目の寄与度の総合指数の変化率との整合性や指数の公表値からの変化率等の再現性に配慮し、2015年基準から、参考値として小数第3位まで表示した指数を開示することとします。開示方法については、今後検討していく予定です。

なお、小数第3位までの指数は、あくまでもユーザーの方が自ら計算する際に御利用されることを想定した参考値であり、指数値の小数第3位までの精度が向上したことを意味するものではありません。

公式の数値については、従来と同様、指数と変化率は小数第1位までの表章とします。

なお、利用状況等を踏まえて、基本分類及び財・サービス分類における半期の指数、世帯主の職業別の指数、中間年バスケット方式による消費者物価指数の公表は、2015年基準からは行わないこととします。ただし、これらの指数についても、今後とも、物価指数の精度検証等のための分析研究は引き続き行います。

Ⅲ 指数の作成について

12. 価格の調査について

消費者物価指数で採用している各品目の価格は、毎月の小売物価統計調査によって調査した価格を用いています。

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な財の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年（1950年）6月から統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始し、平成21年（2009年）4月からは統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

小売物価統計調査には大別して「価格調査」、「宿泊料調査」及び「家賃調査」の3つがあり、「価格調査」と「宿泊料調査」については店舗や事業所等、「家賃調査」については借家の世帯等から、それぞれ調査しています（別紙12）。

価格調査の調査対象店舗の選定に当たっては、まず、調査市町村ごとに、その人口

規模に応じて決められた数の調査地区を設定し、次に、品目ごとに、各調査地区内で販売量の多い代表的な店舗を選び、毎月、その店舗での販売価格を調査しています。なお、品目ごとに選んだ「販売量の多い代表的な店舗」は随時見直しを行うこととしています。したがって、例えばディスカウント店でも、その店舗がその地域において「販売量の多い代表的な店舗」となれば、調査店舗として調査されます。

特売価格の調査について

特売の価格については、小売物価統計調査では、その期間が8日以上であれば価格の代表性があるとして調査の対象とし、それより期間の短い特売の価格については、これを除いています。

消費者物価指数は、各品目の代表的な価格による毎月の変動を捉えることを目的としています。したがって、とても短い期間の特売が偶然に調査日に当たったとしても、その価格がその品目を代表する価格とは必ずしもないと考えられ、このような価格を採用すると消費者物価指数が物価変動のすう勢を安定して捉えられない可能性があります。また、通常は特売の対象となる商品は特定の銘柄に限られるため、その銘柄の価格の短期的な振れがその品目全体の価格変動を表しているか否かについても留意が必要です。

特売価格の捉え方及びその取扱いに関しては、今後とも、物価変動の測定精度への影響について、分析及び研究を進めていく必要があると考えています。

13. 調査する商品（銘柄）の指定について

消費者物価指数で採用している品目は、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものから構成されています。世帯が購入する無数の種類の商品（財・サービス）は、その機能や価格の動き等の類似性によりまとめられ、各品目に分類されることとなります。

この品目の中には、機能、規格、容量、仕様等の特性が異なる複数の商品（銘柄）が含まれています。消費者物価指数を作成するための価格を調査する小売物価統計調査では、各品目について、その品目を代表すると考えられる銘柄を「調査銘柄」として指定し、毎月、原則として指定した調査銘柄に該当する商品の価格を調査します。価格の調査に当たっては、調査銘柄に該当する商品の中から、各調査店舗で最も売れている商品を選定し、その価格を継続して調査します。

調査銘柄については、品目ごとに機能、規格、容量、仕様等を規定し、規定された商品を一定して、かつ全国で調査できるように設定しています。これは、調査する商品の品質の差を除いた価格変化を的確に把握するためです。調査銘柄の規定のしかたとしては、パンや肉、野菜など容量を指定して単位当たり換算するもの、家事用品などで複数の売れ筋の商標を指定するものなどがあります。なお、ビールや家電製品など、調査銘柄の規定上、「商標指定」、「品番指定」、「型式指定」などあるものは、調査銘柄に規定する機能、規格、容量、仕様等に合致する商品一覧を調査員に示していますが、例えば新商品など商品一覧に示されていない商品でも、調査銘柄の規定に合致していて、調査店舗において売れ筋となっていれば、調査するようにしています。このように、それぞれの品目の性質に応じて、価格変動の代表性と品質一定の条件が両立するような規定を行っています。

14. 調査銘柄の常時見直し

消費者物価指数を作成するための価格を調査する小売物価統計調査では、指数に採用した品目に該当する商品（財・サービス）の中から、最も売れている銘柄を指定して調査を行うことで、消費者物価指数において重要な各品目における価格変動の代表性を確保しています。また、銘柄を指定する際には、消費者物価指数が要請する品質一定の条件を満たすように配慮しています。このように、品目内の同質性及び価格変動の代表性を確保するためには、調査銘柄の規定が適切に行われることが重要です。

しかし、商品のリニューアル、市場での出回り状況、嗜好の変化などにより売れ筋の商品は時とともに変化します。例えば品質が改良された後継の商品が出て、追跡していた商品が製造中止になるなどした場合には、調査する対象を入れ替えなければなりません。企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わります。したがって、調査銘柄もこうした変化に対応して常に見直していくことが必要になります。

このため、小売物価統計調査では、常時、出回りの状況をチェックし、年に複数回は全品目のシェア等を確認し、また、メーカーなどにも直接聞き取りを行って、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行うことで、採用する銘柄の代表性を確保しています。

15. 品質調整の適切な実施

消費者物価指数は、同質の商品（財・サービス）の価格動向から作成されるべきものであるため、同一の商品の価格を継続して追跡することを原則としています。しかしながら、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応した調査銘柄の見直しが適時適切に行われることも必要です。

調査銘柄の変更（銘柄改正）が行われた場合、物価変動の計測の観点からは、新・旧の商品の間にある機能・特性などの品質やパッケージ容量の違いによって生じる価格差が、指数に入り込まないようにする必要があります。このため、旧商品と新商品の品質の差異を定量的に評価し、消費者物価指数に反映させており、これを品質調整と呼んでいます。

品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法がありますが、これらのうちから、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目の銘柄改正において最も適した手法を選択しています（別紙13）。

なお、品質向上が著しく、製品サイクルが極めて短いパソコン及びカメラについては、ヘドニック法により品質調整済みの価格変動を直接求めています。

借家の家賃と品質調整について

借家の家賃については、ある期間において受益と対価の支払が継続するものであることから、他の財・サービスとは異なる視点が必要です。小売物価統計調査の民営借家の調査においては、継続して居住する借主の家賃と新築や新入居の家賃の変化の両方の価格変動を指数に取り込むため、全国から家賃を調査する区域を国勢調査の調査区から抽出して選定し、その調査区域においては、調査対象を特定の借家に固定せず、全ての借家の世帯の家賃を、継続と新規も含め、毎月*調査しています。

*実際の調査は3つの区域をローテーションして各区域を3か月ごとに調査

こうした調査方法により、調査区域内において新築や改修された後の新規の家賃も算入され、取り壊された古い借家等の家賃は除外されることで、全体としては民間借家の平均的な物価変動が適切に計測されていると考えています。

他方、借家住宅が時間を経ると同時に居住サービスの質も低下するとして、これを物価の上昇とみなした品質調整を行うべきとの指摘があります。

確かに、一般的に古い借家ほど家賃水準が低いという傾向がみられます。しかしながら、借家住宅の建築時期に起因する家賃の水準差には、借家住宅の建築された年代、あるいは借主が入居した年代における賃貸住宅市場の需給関係や、その当時の一般的な物価水準及び物価動向などの経済状況、さらには時代とともに変化している住宅の構造や設備なども影響していることが考えられます。こうした中から借家の経年的な質の変化を純粋に取り出すには、理論的・実務的に解決すべき問題が多くあるとみられます。

借家と家賃の品質調整については、消費者物価指数における家賃指数の重要性に鑑み、今後、実証的な研究分析と十分な検討を進めていきたいと考えています。

16. POS情報・インターネット情報の活用

現在、我が国では、民間の調査会社が販売時点情報管理システムにおいて収集した情報（POS情報）が広く活用されています。現行基準の消費者物価指数においても「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」（タブレット端末を含む。）及び「カメラ」（デジタルカメラ）について、POS情報を活用してヘドニック法により指数を算出しています（別紙14）。POS情報については、これらのようなヘドニック指数の作成のほか、銘柄改正時の品質調整や銘柄管理等でさらに活用していくことが考えられ、2015年基準では、指数作成、銘柄改正時の品質調整及び銘柄管理への活用を進めていきます。

インターネット情報については、最近のインターネットを通じた商品の購入の拡大や、全国展開する企業等の全国統一的な価格設定の拡大を踏まえ、2015年基準では、「健康保持用摂取品A」（マルチビタミン）と「健康保持用摂取品B」（青汁）の2品目についてはインターネットによる通信販売の価格を採用し、「ウェブコンテンツ利用料」の品目においては音楽配信、動画配信、携帯用ソフト配信（アプリ）及び電子書籍の利用料金を調査して合成した指数を作成することとしています。こうした調査価格の収集や関連情報の収集等において、インターネット情報の活用を進めます。

POS情報を用いた指数の利用上の留意点

最近ではデータの活用や処理技術の進展により、POS情報を用いた指数を作成する試みが民間でも行われるようになってきました。こうした指数を利用する際には、①品目や店舗に偏りがいないか、②新商品の登場時の価格が落ちていないか、③容量変更が無視されていないか、④新旧商品の品質差が調整されているか、などの点に留意する必要があります（物価指数は価格変動を計測する指数であり、数量や品質の変化が混在する購入単価指数とは異なるものです）。

消費者物価指数では、POS情報からは得られない、家計消費の多くを占めるサービスなどを含む幅広い品目について、全国の代表的な店舗で価格を調査し、新商品の登場時、容量変更、新旧商品の品質調整についても適切な措置を講じています。また、パソコンやカメラではPOS情報とヘドニック法を用いて品質調整済価格指数を作成しています。

POS情報についてはそのデータの特性と利用上の制約に留意しつつ活用の拡大に努めていきたいと考えています。

17. モデル式の随時見直し

指数の作成にモデル式を用いる品目（モデル品目）については、今後、2015 年基準改定に向けて、新たなモデル品目のモデル式の検討、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、精度の維持向上に必要な改定作業を行う予定ですが、消費者物価指数では基準改定時に限らず、モデル品目において新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行うこととしています（別紙 15）。

18. 品目の中間年における見直し

消費者物価指数に採用する品目については、5 年ごとに行う基準改定において追加及び廃止等を行っています。しかしながら、基準改定後に新製品の急速な普及や衰退などがあった場合は、5 年後の基準改定を待たずに、その間の年に品目の見直し（中間年見直し）を行っています。この仕組みは平成 12 年（2000 年）基準から導入しています（別紙 16）。今後も、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財やサービスについては、これらを迅速に指数に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行っていきます。

消費者物価指数に関する決議－第17回国際労働統計家会議採択(2003年)－抜粋－

(原文)

The nature and meaning of a consumer price index

1. The CPI is a current social and economic indicator that is constructed to measure changes over time in the general level of prices of consumer goods and services that households acquire, use or pay for consumption.

2. The index aims to measure the change in consumer prices over time. This may be done by measuring the cost of purchasing a fixed basket of consumer goods and services of constant quality and similar characteristics, with the products in the basket being selected to be representative of households' expenditure during a year or other specified period. Such an index is called a fixed-basket price index.

3. The index may also aim to measure the effects of price changes on the cost of achieving a constant standard of living (i.e. level of utility or welfare). This concept is called a cost-of-living index (COLI). A fixed basket price index, or another appropriate design, may be employed as an approximation to a COLI.

(邦訳)

消費者物価指数の性質と意味

1. CPI は現時点の社会及び経済指標であって、消費のために世帯が取得し使用し又はそのために支払う財・サービスの価格の全般的な水準の時間的な変化を計測するために構築されるものである。
2. この指数は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。この買い物かごの生産物は、1年間又は他の指定した期間の世帯支出を代表されるように選定される。このような指数は固定買い物かご指数と呼ばれる。
3. この指数はまた、同一の生活水準（効用又は福祉水準）を達成する費用に対する物価の変化の影響を計測することを目的とすることもできる。この概念は生計費指数（COLI）と呼ばれる。買い物かご指数、又は別の適切な設計のものは COLI の近似として採用することができる。

消費者物価指数の過去の基準改定における主な内容

基準時	主な改定内容
昭和 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・152*品目を 195 品目に改定 ・フィッシャーの理想算式からラスパイレズ算式に移行
昭和 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・195 品目を 254*品目に改定 ・小売物価統計調査に基づく指数の作成・公表を開始(実効価格から小売価格に移行) ・都市別(28 市別)の指数の公表を開始
昭和 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・254*品目を 306*品目に改定 ・生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)に購入数量に基づく月別ウェイトを導入
昭和 35 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 42、廃止品目 17 (品目数 332)
昭和 40 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 43、廃止品目 11 (品目数 364) ・全国、都市階級、地方、都道府県庁所在都市別の月次指数の作成・公表を開始 (昭和 37 年 7 月から小売物価統計調査及び家計調査の調査対象を、町村部を含む全国に拡大)
昭和 45 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 98、廃止品目 16 (品目数 428) ・参考指数として「持家の帰属家賃を含む総合」の月次指数の作成・公表を開始
昭和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 59、廃止品目 7 (品目数 485) ・世帯属性別の年平均指数の作成・公表を開始 ・参考指数として連鎖基準方式による年平均指数の作成・公表を開始
昭和 55 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 48、廃止品目 21 (品目数 512) ・基本分類を 5 大費目から 10 大費目に変更 ・季節調整済み指数の作成・公表を開始
昭和 60 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 45、廃止品目 17 (品目数 543) ・「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を「総合」の指数に変更 ・生鮮食品を除く季節品目の出回り期間外における価格の保合処理を導入
平成 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 37、廃止品目 17、統合品目 2→1 (品目数 561) ・「生鮮食品を除く食料」の月次指数の作成・公表を開始
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 37、廃止品目 15、統合品目 5→2 (品目数 580)
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 71、廃止品目 55 (品目数 596) ※品目の分割に伴う追加 22、廃止 11 を含む。 ・パソコンの 2 品目について、POS 情報によるヘドニック指数の作成を開始 ・参考指数として「総世帯」の年平均指数の作成・公表を開始 ・品目の中間年における見直しを導入 →平成 15 年 1 月から POS 情報を用いてヘドニック法により作成したデジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成。このほか追加品目 2、廃止品目 1
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 34、廃止品目 28、統合品目 39→19 (品目数 584) ・参考指数として連鎖基準方式の月次指数の作成・公表を開始(ただし、生鮮食品を除く。) ・参考指数として「総世帯」の月次指数の作成・公表を開始 ※平成 20 年 1 月に中間年見直し(追加品目 3、統合品目 4→2)
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 28、廃止品目 22、統合品目 15→4 (品目数 588) ・「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の月次指数の作成・公表を開始 ※平成 25 年 1 月及び 26 年 1 月に中間年見直し

*昭和 21 年 8 月の指数計算開始時、26 年基準及び 30 年基準の品目数は東京都のもの(調査市により品目数が異なる)

(注) 基準により品目数の数え方が異なる等のため、追加・廃止品目数は、基準改定前後の品目数の差と必ずしも一致しない

消費者物価指数の利用事例

1 各種法令に基づく利用

- (1) 国民年金法（第27条の2）、厚生年金保険法（第43条の2）、国家公務員共済組合法（第72条の3）
 - 年金額の改定
- (2) 児童扶養手当法（第5条の2）
 - 児童扶養手当額の改定
- (3) 都市再開発法施行令（第33条の2）
 - 補償金の支払いに係る修正率の算定
- (4) 国土利用計画法施行令（第10条）
 - 土地の価格に係る修正率の算定
- (5) 土地収用法第88条の2の細目等を定める政令（第16条）
 - 損失の補償に関する修正率の算定

※上記以外にも船員保険法、原子爆弾被爆者援護法、地方公務員等共済組合法など、多くの法令で消費者物価指数を用いる規定が設けられています。

2 行政上の施策への利用

- (1) 金融政策
 - 日本銀行の金融政策運営
- (2) 社会福祉関連
 - 年金等の給付見直し
 - 最低賃金、診療報酬の見直し
- (3) 公共料金
 - 値上げ幅の制限
- (4) その他
 - 物価連動国債の想定元金額の算出資料（財務省告示）

3 実質化のためのデフレーターとしての利用

異なる時点の経済活動を比較するとき、物価の変動による名目の値の変動を取り除いて、実質的な動きを算定する必要があります。実質の値は名目の値を価格変化を表す物価指数で除することによって求められ、この際に使う物価指数をデフレーターと呼びます。消費者物価指数は家計収支や賃金の変化を実質化する際にデフレーターとして用いられています。

- 家計最終消費支出のデフレーター（内閣府「国民経済計算」）
- 消費支出、実収入のデフレーター（総務省「家計調査」）
- 賃金指数のデフレーター（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

消費者物価指数の作成方法

1 主系列の指数算式（固定基準方式）

主系列の指数算式（固定基準方式）は、基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）です。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1} \sum_{j=1} p_{t,i,j} q_{0,i,j}}{\sum_{i=1} \sum_{j=1} p_{0,i,j} q_{0,i,j}} \times 100 = \frac{\sum_{i=1} \sum_{j=1} \frac{p_{t,i,j}}{p_{0,i,j}} w_{0,i,j}}{\sum_{i=1} \sum_{j=1} w_{0,i,j}} \times 100$$

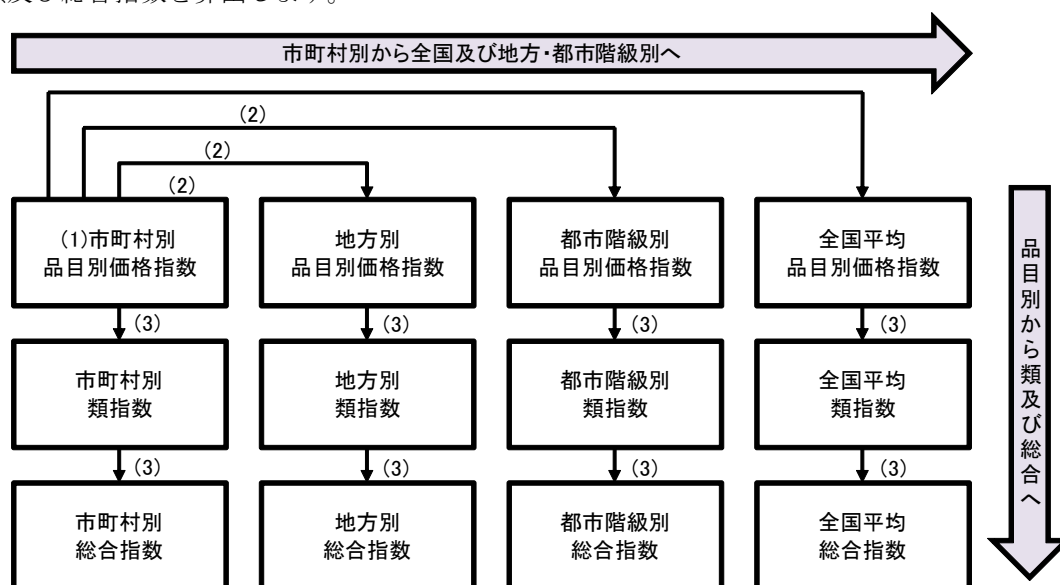
I : 指数 p : 価格 q : 購入数量 w : ウェイト (= pq)

i : 品目 j : 市町村 0 : 基準時 t : 比較時

2 指数の算出手順

指数の算出手順は次のとおりです。最初に、市町村別の品目別価格指数を算出します。

次に、全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数を算出した後、それぞれの地域ごとに上位類及び総合指数を算出します。



(1) 市町村、品目別価格指数の算出

各市町村の比較時の価格を基準時の価格で除して、品目別価格指数を算出します。

(2) 全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数の算出

各市町村の品目別価格指数を各市町村の品目別ウェイトで加重平均し、全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数を算出します。

(3) 類指数及び総合指数の算出

類指数は、全国及び地方・都市階級・市町村別の品目別価格指数をそれぞれの品目別ウェイトで加重平均して算出します。総合指数は、類指数を各類のウェイトで順次加重平均して算出します。

なお、生鮮食品の類指数を算出する際には、品目別ウェイトに各月の月別ウェイトを用います。

(参考指数) ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数の作成方法

連鎖基準方式とは、ある時点についてその直前の時点を基準とする指数（「連環指数」という。）を算出し、これら隣接する2時点間の連環指数を順次掛け合わせた指数（「連鎖指数」という。）を算出する方式です。

指数算式は、次の①～④のとおりです。連鎖は年に一度行い、ウェイトは前年の家計調査（二人以上の世帯）の年平均結果を用いて年に一度更新します。連環指数の算式にはラスパイレス型を用います。

※連鎖基準方式の指数のうち月別指数については、これまでは生鮮食品を除く系列のみ公表していましたが、2015年基準では「総合」指数等の生鮮食品を含む系列の月別指数も作成・公表します。

① 生鮮食品以外の類指数（「生鮮食品を除く総合」等）（月別指数）

ラスパイレス連環指数に用いる品目別の価格比は、比較時の品目別価格指数をその前年12月の品目別価格指数で除して算出します。

< 生鮮食品以外の類指数（月別指数） >

$$\text{(ラスパイレス連環指数 (L))} \quad I_{y,m}^{(L)} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,12,i}} w_{y-1,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,i}}$$

$$\text{(ラスパイレス連鎖指数 (C))} \quad I_{y,m}^{(C)} = I_{0,12} \times \prod_{Y=1}^{y-1} I_{Y,12}^{(L)} \times I_{y,m}^{(L)}$$

(Y, y : 年 m : 月 0 : 基準年 i : 品目 n : 品目数 w : ウェイト)

② 「生鮮魚介」、「生鮮野菜」及び「生鮮果物」（月別指数）

ラスパイレス連環指数に用いる品目別の価格比は、比較時の年平均品目別価格指数（月別の品目別価格指数を価格のある月数で平均したもの）を、その前年の年平均品目別価格指数で除して算出します。

< 「生鮮魚介」、「生鮮野菜」及び「生鮮果物」（月別指数） >

$$\text{(ラスパイレス連環指数 (L))} \quad I_{y,m}^{(L)} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,i}} w_{y-1,m,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,m,i}}$$

$$\text{(ラスパイレス連鎖指数 (C))} \quad I_{y,m}^{(C)} = I_0 \times \prod_{Y=1}^{y-1} I_Y^{(L)} \times I_{y,m}^{(L)}$$

(Y, y : 年 0 : 基準年 i : 品目 n : 品目数 w : ウェイト)

③ 生鮮食品を含む上位類指数（「総合」、「食料」等）（月別指数）

①により算出した生鮮食品以外の類指数と、②により算出した「生鮮魚介」、「生鮮野菜」及び「生鮮果物」指数から、①の算式を用いて算出します。

④ 年平均指数

年平均指数は、類ごとに①～③により算出した1月から12月までの月別指数を単純平均して算出します。

※連鎖基準方式の年平均指数については、これまでは月別指数と異なり年リンクによる算式で算出していましたが、2015年基準では月別指数の単純平均とします。

なお、月別指数は、当該月分の確報公表に併せて公表しますが、1月確報については集計時点で前年のウエイトが完成していないため、前々年のウエイトを用いた暫定値を作成します。その後、家計調査結果の公表を受け、前年のウエイトを用いた確定値を作成し、2月確報公表時に1月まで遡及改定した指数を公表します。

（参考）「前年12月価格リンク」と「前年平均価格リンク」

連鎖基準方式では、隣接する2時点間の「連環指数」を順次掛け合わせて「連鎖指数」を算出しますが、掛け合わせる時点（リンク時点）については、「前年12月価格リンク」と「前年平均価格リンク」の2通りの方法が考えられます。先述の算式のうち、生鮮食品以外の集計については①のとおり「前年12月価格リンク」を採用し、生鮮食品については②のとおり「前年平均価格リンク」を採用することとします。このように別々の算式を採用するのは、以下の理由によります。

連鎖基準方式では、価格が上昇と下落を繰り返すような品目があると、その品目の価格の水準が元に戻っても、連鎖基準方式による指数の集計値が元に辿り着かない、いわゆる「ドリフト」と呼ばれる現象が生じる場合があります。この「ドリフト」については、「前年平均価格リンク」よりも「前年12月価格リンク」の方が影響を受けやすくなっています。

一方、「前年平均価格リンク」では、ある品目の価格が12月から翌年1月にかけて変化していない場合でも、12月と翌年1月でリンク時点が変わることにより、上位類指数の指数値が変化してしまうことがある（ここでは「断層」が発生すると言います。）という問題があります。

一般的には、「断層」が発生することは望ましくないことと考えられますので、生鮮食品以外の集計については「前年12月価格リンク」を採用します。一方、生鮮食品については、季節性により1年周期で価格が上昇と下落を繰り返す品目が含まれているため、「前年12月価格リンク」で集計すると大きな「ドリフト」が発生し、内訳品目の指数が元に戻っても、「前年12月価格リンク」の集計値は上方にかい離してしまいます。このため、生鮮食品の集計については、例外的に「前年平均価格リンク」を採用することとします。このような考え方は、ドイツやフランスのCPI作成方法と同様のものです。

なお、「前年12月価格リンク」と「前年平均価格リンク」についての詳細は、平成25年度物価指数研究会の資料（平成25年9月3日開催分の「書類番号2」及び26年3月20日開催分の「書類番号2」）を御参照ください。

(月別指数の計算例)

簡単のため、2つの品目（「牛肉」及び「豚肉」）から構成される中分類「肉類」があるとし、「肉類」の連鎖指数を求めてみます。ここでは、仮に「牛肉」の価格が毎年上昇し、「豚肉」の価格が変化しないものとして計算します。このとき、ウエイトについては、「牛肉」の価格上昇につれて「牛肉」のウエイトが縮小し「豚肉」のウエイトが拡大するものとします。

年月	価格指数※		年	ウエイト	
	牛肉	豚肉		牛肉	豚肉
2010年12月	100	100	2010年	10	10
2011年12月	200	100	2011年	8	12
2012年 6月	400	100			

※ 2010年平均=100

このとき、固定基準方式の2012年6月の「肉類」指数は、2010年のウエイトで加重平均し、以下のように計算されます。

$$\frac{400 \times 10 + 100 \times 10}{10 + 10} = 250$$

一方、2012年6月の連鎖指数を計算する際は、まず前年までの各年12月の連環指数（ここでは、前年12月を100としたときの指数）と、2012年6月の連環指数を求めます。

2011年12月の連環指数は、2011年12月と前年12月（2010年12月）の価格比を、前年（2010年）のウエイトで加重平均して、

$$\frac{\frac{200}{100} \times 10 + \frac{100}{100} \times 10}{10 + 10} = 1.5$$

2012年6月の連環指数は、2012年6月と前年12月（2011年12月）の価格比を、前年（2011年）のウエイトで加重平均して、

$$\frac{\frac{400}{200} \times 8 + \frac{100}{100} \times 12}{8 + 12} = 1.4$$

最後に、2012年6月の連鎖指数は、2010年12月（ここでは100とします）、2011年12月、2012年6月の連環指数を掛け算して、

$$100 \times 1.5 \times 1.4 = 210$$

と計算されます。

指数の基準時に関する統計基準

(平成22年3月31日 総務省告示第112号)

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項(指数の基準時の原則)の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

府 統 委 第 17 号

平成22年2月22日

総 務 大 臣

原 口 一 博 殿

統計委員会委員長

樋 口 美 雄

諮問第24号の答申

「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

本委員会は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 設定の適否

「指数の基準時に関する統計基準」については、諮問案により、統計法第28条第1項に基づき統計基準として設定することは差し支えない。

2. 理由

(1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和56年の統計審議会の答申(「諮問第185号指数の基準時及びウェイト時の更新について」(昭和56年3月20日))において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用されてきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客観性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定することは適当である。

(2) 諮問案の内容

ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

(ア) 指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時期になると利便性が損なわれることから、基準時を定期的に更新する必要があること。

(イ) 基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。

(ウ) 基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本諮問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

イ ウェイトを固定する指数

(ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

a 指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格（数量）変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。

b 上記aのことから、實際上、公的統計である指数（ウェイトを固定するものに限る。）は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

(イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。

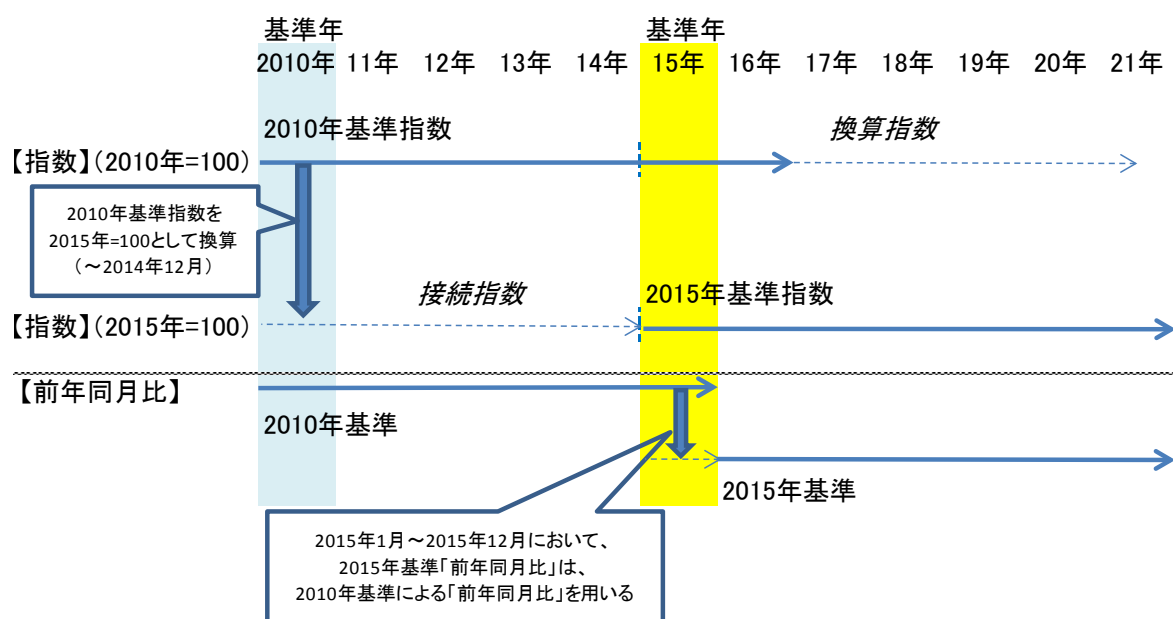
新・旧指数の接続方法

新・旧指数の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行います（接続した指数による上位類指数の再計算は行いません。）。計算は、各基準の指数を次の基準時に当たる年の年平均指数で除した結果を100倍することにより行います。例えば、2010年基準を2015年基準に接続する場合、「2015年基準のt年m月接続指数＝（2010年基準のt年m月指数÷2010年基準の2015年平均指数）×100」という計算になります。

変化率については、接続した指数により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用います。また、基準時（2015年）の1～12月の前年同月比等についても、旧基準（2010年）の指数によって計算したものを用います。

なお、2010年を基準時とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るため、2010年基準指数は2016年12月まで作成・公表し、その後、2020年基準指数の公表前までは、2010年基準指数の2015年平均指数に、以後の各月の2015年基準指数を乗じた値を100で除して作成した2010年基準換算指数を作成・公表します。

(イメージ図)



そのほか、東京都区部について、5大費目（「総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「住居」、「持家の帰属家賃を除く住居」、「光熱」、「被服」及び「雑費」）の年平均の戦前基準指数を作成します。戦前基準指数は、最初に、現行の品目別価格指数を基に5大費目の指数を算出し、次にその指数に戦前基準のための換算率を乗じることにより算出します。

持家の帰属家賃のウエイトの推計方法

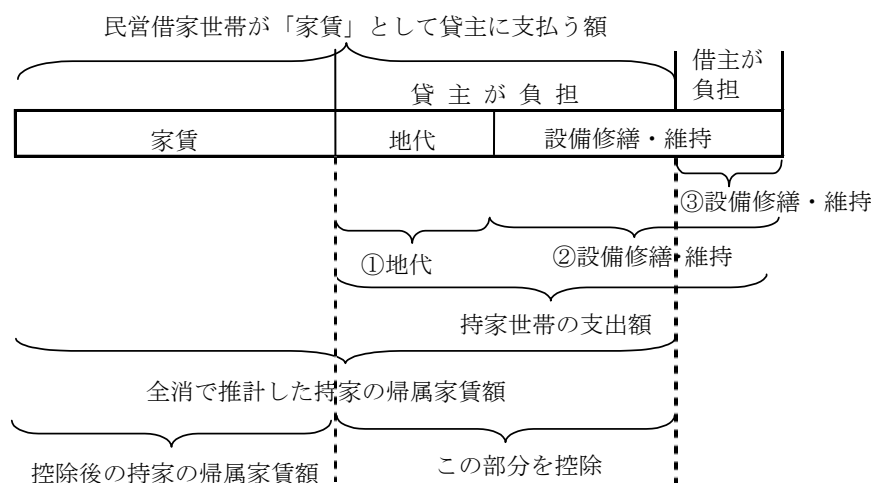
1 持家の帰属家賃のウエイトの推計について

消費者物価指数における持家の帰属家賃のウエイトには、全国消費実態調査（以下「全消」という。）において推計される持家の帰属家賃を用いています。全消の結果を消費者物価指数のウエイトに加工する際の主な処理は以下のとおりです。なお、このほか、作成方法の詳細は、「平成22年基準 消費者物価指数の解説」をご参照ください。

(1) 概念上貸主が負担する地代及び設備修繕・維持費の控除

全消における持家の帰属家賃は、概念上、貸主が負担する地代や設備修繕・維持費が含まれていますが、これらは持家世帯が支出する地代等と重複計上になりますので、これらの金額を控除します。この控除については、全消の結果を用いて、次のように行います。

控除後の持家の帰属家賃額
 = 全消で推計した持家世帯の持家の帰属家賃額 - ①全消の持家世帯の「地代」 - ②全消の持家世帯の「設備修繕・維持」 + ③全消の民営借家世帯の「設備修繕・維持」



(2) 全世界帯1世帯当たりの持家の帰属家賃の算出

上記控除後の持家の帰属家賃は、持家世帯1世帯当たりの金額となっているので、借家世帯を含めた全世界帯1世帯当たりの持家の帰属家賃とするため、これに持家率を乗じます。この持家率については、住宅・土地統計調査（以下「住調」という。）の結果を用います。

2 持家の帰属家賃額の推計方法について

持家の帰属家賃額の推計に当たっては、住調の民営借家の個別データを用いて、住宅の延べ床面積、構造、建て方、建築時期及び地域等を説明変数とする家賃関数を仮定して、回帰計算（最小二乗法）により係数を決定しています。

〈回帰式〉

$$\ln \frac{y(i)}{S} = \left(a_i + \sum_j b_{i,j} x_j + c_i \ln S \right)$$

i : 各ブロック

j : 住宅の属性（住宅の構造など）及び地域を表すダミー変数の区分

y : 1か月の家賃（円）

x_j : 住宅の属性（住宅の構造など）及び地域を表すダミー変数

S : 延べ床面積（㎡）※業務用面積を除いた面積

a_i, b_{ij}, c_i : 係数

全消では上記で決定した家賃関数を用いて、全消の調査世帯のうち持家世帯について、個々の世帯の住宅に関する情報を回帰式に当てはめて、持家の帰属家賃の額を推計しています。

大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称	大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称
							納豆								ポテトチップス
							他の野菜・海藻加工品								キャンデー(旧「あめ」)
							こんにやく								チョコレート
							梅干し								アイスクリーム
							だいこん漬								落花生
							はくさい漬								チューインガム
							キムチ								
							こんぶつくだ煮								
							野菜缶詰(旧「スイートコーン缶詰」)								
							果物								調理食品
							生鮮果物								主食的調理食品
							りんごA								すし(弁当)A(旧「すし(弁当)」)
							りんごB								すし(弁当)B
							みかん								弁当A(旧「弁当」)
							グレープフルーツ								弁当B
							オレンジ								おにぎり
							しらぬひ								調理パン
							梨(旧「なし」)								冷凍調理ピラフ
							ぶどうA								調理パスタ
							ぶどうB								調理ピザパイ
							柿(旧「かき(果物)」)								他の調理食品
							桃(旧「もも」)								うなぎかば焼き
							すいか								サラダ
							メロン								コロケ
							いちご								豚カツ
							バナナ								からあげ
							キウイフルーツ								ぎょうざ
							さくらんぼ								やきとり
							果物加工品								冷凍調理コロケ
							果物缶詰								冷凍調理ハンバーグ
							油脂・調味料								調理カレー
							油脂								混ぜごはんのもと
							食用油								煮豆
							マーガリン								焼き魚
							調味料								さんびら
							食塩								焼豚
							しょう油								
							みそ								
							砂糖								
							酢								
							ソース								
							ケチャップ								
							マヨネーズ								
							ドレッシング								
							ジャム								
							カレールウ								
							乾燥スープ(旧「即席スープ」)								
							風味調味料								
							ふりかけ								
							たれ(旧「液体調味料」)								
							つゆ								
							合わせ調味料(旧「中華合わせ調味料」)								
							パスタソース								
							菓子類								
							ようかん								
							まんじゅう								
							だいふく餅								
							カステラ								
							ケーキ								
							ゼリー								
							プリン								
							シュークリーム								
							ロールケーキ								
							せんべい								
							ビスケット								
															飲料
															茶類
															緑茶
															紅茶
															茶飲料
															コーヒー・ココア
															インスタントコーヒー
															コーヒー豆
															コーヒー飲料A(旧「コーヒー飲料」)
															コーヒー飲料B
															他の飲料
															果実ジュース
															果汁入り飲料
															野菜ジュース
															炭酸飲料
															乳酸菌飲料(注2)
															ミネラルウォーター
															スポーツドリンク
															豆乳
															酒類
															清酒
															焼酎(旧「焼ちゅう」)
															ビール
															発泡酒
															ウイスキー
															ワイン(国産品)(旧「ワイン」)
															ワイン(輸入品)
															チューハイ
															ビール風アルコール飲料
															外食
															一般外食
															うどん(外食)(旧「うどん」)

注2)「乳酸菌飲料A」、「乳酸菌飲料B」を統合。

大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称	大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称
							日本そば(外食) 中華そば(外食)(旧「中華そば」) *沖縄そば(外食)(旧「*沖縄そば」) スパゲッティ(外食) すし(外食)A(旧「すしA」) すし(外食)B(旧「すしB」) 天丼(外食)(旧「天どん」) カレーライス(外食)(旧「カレーライス」) 牛丼(外食)(旧「牛どん」) 豚カツ定食(外食)(旧「フライ」) しょうが焼き定食(外食) フライドチキン(外食)(旧「フライドチキン」) ぎょうざ(外食) ハンバーグ(外食)(旧「ハンバーグ」) 焼肉(外食)(旧「焼肉」) ハンバーガー(外食)(旧「ハンバーガー」) サンドイッチ(外食)(旧「サンドイッチ」) ピザパイ(配達)(旧「ピザパイ」) ドーナツ(外食)(旧「ドーナツ」) コーヒー(外食)A(旧「コーヒー」) コーヒー(外食)B ビール(外食) やきとり(外食)							水道料 下水道料	
							学校給食 学校給食(小学校)(注3) 学校給食(中学校)								家具・家事用品
							住居								家庭用耐久財
							家賃								家事用耐久財
							家賃								電子レンジ 電気炊飯器 ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機(全自動洗濯機) 電気洗濯機(洗濯乾燥機)
							家賃								冷暖房用器具
							家賃								ルームエアコン 温風ヒーター 空気清浄機
							家賃								一般家具
							家賃								整理だんす 食堂セット 食器戸棚
							設備修繕・維持								室内装備品
							設備修繕・維持								室内時計(旧「置時計」) 照明器具 カーペット カーテン
							設備修繕・維持								寝具類
							設備修繕・維持								ベッド 布団 毛布 敷布 布団カバー
							設備修繕・維持								家事雑貨
							設備修繕・維持								食器類
							設備修繕・維持								茶わん(旧「飯茶わん」) 皿
							設備修繕・維持								台所用品
							設備修繕・維持								台所用密閉容器 水筒 鍋(旧「なべ」) フライパン スポンジたわし(旧「たわし」)
							設備修繕・維持								他の家事雑貨(旧「他の雑貨」)
							設備修繕・維持								電球・ランプ(旧「電球・蛍光ランプ」) タオル マット 物干し用ハンガー
							設備修繕・維持								家事用消耗品
							設備修繕・維持								ティッシュ・トイレトペーパー
							設備修繕・維持								ティッシュペーパー トイレトペーパー
							設備修繕・維持								洗剤
							設備修繕・維持								台所用洗剤 洗濯用洗剤
							設備修繕・維持								他の家事用消耗品(旧「他の消耗品」)
							設備修繕・維持								ラップ ポリ袋 殺虫剤 防虫剤 柔軟仕上げ剤 芳香・消臭剤(旧「芳香消臭剤」) キッチンペーパー
							光熱・水道								家事サービス
							電気代								家事代行料
							電気代								
							ガス代								
							ガス代								
							他の光熱								
							他の光熱								
							灯油								
							上下水道料								

注3)「学校給食(小学校低)」、「学校給食(小学校高)」を統合。

大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称	大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称
							家事代行料								婦人用下着類(旧「婦人下着類」)
							清掃代								ブラジャー
							リサイクル料金								婦人用ショーツ(旧「婦人ショーツ」)
							浄化槽清掃代								ランジェリー
							他の家事サービス								子供用下着類(旧「子供下着類」)
							モップレンタル料								子供用シャツ(旧「子供シャツ」)
							被服及び履物								履物類
							衣料								男子靴
							和服								婦人靴
							婦人用着物(旧「婦人着物」)								子供靴
							婦人用帯(旧「婦人帯」)								運動靴
							洋服								サンダル
							男子用洋服(旧「男子洋服」)								スリッパ
							背広服(春夏物, 中級品)(旧「背広服(夏物, 中級品)」)								他の被服(旧「他の被服類」)
							背広服(春夏物, 普通品)(旧「背広服(夏物, 普通品)」)								帽子
							背広服(秋冬物, 中級品)(旧「背広服(冬物, 中級品)」)								ネクタイ
							背広服(秋冬物, 普通品)(旧「背広服(冬物, 普通品)」)								マフラー
							男子用上着(旧「男子上着」)								男子用靴下(旧「男子靴下」)
							男子用ズボン(春夏物)(旧「男子ズボン(夏物)」)								婦人用ストッキング(旧「婦人ストッキング」)
							男子用ズボン(秋冬物)(旧「男子ズボン(冬物)」)								婦人用ソックス(旧「婦人ソックス」)
							男子用ス'ボン(ジ'ンス')(旧「男子ス'ボン(ジ'ンス)」)								ベルト
							男子用コート(旧「男子コート」)								被服関連サービス
							男子用学校制服(旧「男子学生服」)								洗濯代(ワイシャツ)
							婦人用洋服(旧「婦人洋服」)								洗濯代(背広服上下)
							婦人用スーツ(春夏物, 中級品)(旧「婦人スーツ(春夏物, 中級品)」)								履物修理代
							婦人用スーツ(春夏物, 普通品)(旧「婦人スーツ(春夏物, 普通品)」)								被服賃借料
							婦人用スーツ(秋冬物, 中級品)(旧「婦人スーツ(秋冬物, 中級品)」)								保健医療
							婦人用スーツ(秋冬物, 普通品)(旧「婦人スーツ(秋冬物, 普通品)」)								医薬品・健康保持用摂取品
							ワンピース(春夏物)								総合かぜ薬(旧「感冒薬」)
							ワンピース(秋冬物)								解熱鎮痛剤
							婦人用上着(旧「婦人上着」)								胃腸薬
							スカート(春夏物)								ビタミン剤A
							スカート(秋冬物)								ビタミン剤B
							婦人用スラックス(秋冬物)(旧「婦人スラックス(冬物)」)								ドリンク剤
							婦人用スラックス(ジ'ンス')(旧「婦人スラックス(ジ'ンス)」)								皮膚病薬
							婦人用コート(旧「婦人コート」)								はり薬
							女子用学校制服(旧「女子学生服」)								目薬
							子供用洋服(旧「子供洋服」)								漢方薬
							男児ズボン								鼻炎薬
							女児スカート								健康保持用摂取品A(旧「サプリメント」)
							乳児服								健康保持用摂取品B
							シャツ・セーター・下着類								保健医療用品・器具
							シャツ・セーター類								紙おむつ(乳幼児用)
							男子用シャツ・セーター類(旧「男子シャツ・セーター類」)								紙おむつ(大人用)
							ワイシャツ(長袖)								生理用ナプキン
							ワイシャツ(半袖)								入浴剤(旧「浴用剤」)
							男子用スポーツシャツ(長袖)(旧「スポーツシャツ(長袖)」)								コンタクトレンズ用剤
							男子用スポーツシャツ(半袖)(旧「スポーツシャツ(半袖)」)								マスク
							男子用セーター(旧「男子セーター」)								眼鏡
							婦人用シャツ・セーター類(旧「婦人シャツ・セーター類」)								コンタクトレンズ
							ブラウス(長袖)								血圧計
							ブラウス(半袖)								補聴器
							婦人用Tシャツ(長袖)(旧「婦人Tシャツ(長袖)」)								サポーター
							婦人用Tシャツ(半袖)(旧「婦人Tシャツ(半袖)」)								保健医療サービス
							婦人用セーター(長袖)(旧「婦人セーター(長袖)」)								診療代
							婦人用セーター(半袖)(旧「婦人セーター(半袖)」)								出産入院料
							子供用シャツ・セーター類(旧「子供シャツ・セーター類」)								マッサージ料金
							子供用Tシャツ(長袖)(旧「子供Tシャツ(長袖)」)								人間ドック受診料
							子供用Tシャツ(半袖)(旧「子供Tシャツ(半袖)」)								予防接種料
							下着類								交通・通信
							男子用下着類(旧「男子下着類」)								交通
							男子用シャツ(半袖)(旧「男子シャツ」)								鉄道運賃(JR)
							男子用パンツ(旧「男子パンツ」)								普通運賃(JR)
							男子用パジャマ(旧「男子パジャマ」)								料金(JR, 在来線)

大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称	大分類	中分類1	中分類2	小分類1	小分類2	品目1	品目2	名称
							料金(JR, 新幹線) 通学定期(JR) 通勤定期(JR)								補習教育
							鉄道運賃(JR以外) 普通運賃(JR以外) 通学定期(JR以外) 通勤定期(JR以外)								補習教育(小学校) 補習教育(中学校) 補習教育(高校・予備校)
							一般路線バス代 高速バス代 タクシー代 航空運賃 高速道路料金 高速自動車国道料金 都市高速道路料金								教養娯楽
							自動車等関係費								教養娯楽用耐久財
							自動車								テレビ 携帯型オーディオプレーヤー 電子辞書 ビデオレコーダー パソコン(デスクトップ型) パソコン(ノート型) プリンタ カメラ ビデオカメラ ピアノ 学習用机(旧「学習机」)
							軽乗用車 小型乗用車A(注4) 小型乗用車B(旧「小型乗用車(輸入品)」) 普通乗用車A(旧「普通乗用車」) 普通乗用車B(旧「普通乗用車(輸入品)」)								教養娯楽用品
							自転車								文房具
							自転車A(旧「自転車」) 自転車B								ボールペン ノートブック はさみ
							自動車等維持								運動用具類(旧「運動用具」)
							ガソリン 自動車タイヤ 自動車バッテリー カーナビゲーション 自動車整備費(定期点検) 自動車整備費(バンク修理) 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 自動車免許手数料 レンタカー料金 洗車代 ロードサービス料 自動車保険料(自賠責) 自動車保険料(任意)							ゴルフクラブ グローブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 競技用靴	
							通信								玩具(旧「がん具」)
							はがき 封書 通信料(固定電話)(旧「固定電話通信料」) 通信料(携帯電話)(旧「携帯電話通信料」) 運送料 固定電話機 携帯電話機								家庭用ゲーム機(据置型) 家庭用ゲーム機(携帯型) ゲームソフト 人形 玩具自動車(旧「がん具自動車」) 組立玩具(旧「組立がん具」)
							教育								切り花
							授業料等								切り花(カーネーション) 切り花(きく) 切り花(バラ)
							PTA会費(小学校) PTA会費(中学校) 中学校授業料(私立)(旧「私立中学校授業料」) 高等学校授業料(公立)(旧「公立高校授業料」) 高等学校授業料(私立)(旧「私立高校授業料」) 大学授業料(国立)(旧「国立大学授業料」) 大学授業料(私立)(旧「私立大学授業料」) 短期大学授業料(私立)(旧「私立短期大学授業料」) 幼稚園保育料(公立)(旧「公立幼稚園保育料」) 幼稚園保育料(私立)(旧「私立幼稚園保育料」) 専修学校授業料(私立)(旧「専門学校授業料」)								他の教養娯楽用品(旧「他の娯楽用品」)
							教科書・学習参考教材								記録型ディスク メモリーカード コンパクトディスク ビデオソフト ペットフード(ドッグフード) ペットフード(キャットフード) ペットイレ用品 鉢植え 園芸用土 園芸用肥料 電池(旧「乾電池」) プリンタ用インク
							教科書 学習参考教材								書籍・他の印刷物
															新聞代
															新聞代 新聞代(地方・ブロック紙) 新聞代(全国紙)
															雑誌
															月刊誌 週刊誌
															書籍
															辞書

注4) 旧「小型乗用車A」, 「小型乗用車B」を統合。

大分類	中分類	小分類	品目	品目	名称	大分類	中分類	小分類	品目	品目	名称
1	2	1	1	2		1	2	1	1	2	
					単行本A						整髪料
					単行本B						養毛剤(旧「ヘアートニック」)
					教養娯楽サービス						化粧クリームA
					宿泊料						化粧クリームB
					宿泊料						化粧水A
					パック旅行費(旧「パック旅行」)						化粧水B(旧「化粧水」)
					外国パック旅行費(旧「外国パック旅行」)						乳液A
					月謝類						乳液B
					講習料(英会話)(旧「月謝(英会話)」)						ファンデーションA
					講習料(書道)(旧「月謝(書道)」)						ファンデーションB
					講習料(音楽)(旧「月謝(音楽)」)						口紅A
					講習料(ダンス)(旧「月謝(ダンス)」)						口紅B
					講習料(水泳)(旧「月謝(水泳)」)						ヘアカラーリング剤(旧「ヘアカラー」)
					講習料(料理)(旧「月謝(料理)」)						身の回り用品
					自動車教習料						かばん類
					他の教養娯楽サービス						ハンドバッグA(旧「ハンドバッグ」)
					放送受信料(旧「受信料」)						ハンドバッグB(旧「ハンドバッグ(輸入品)」)
					放送受信料(NHK)						通学用かばん
					放送受信料(ケーブル)						旅行用かばん
					放送受信料(NHK・ケーブル以外)						腕時計・指輪
					入場・観覧・ゲーム代(旧「入場・ゲーム代」)						指輪
					映画観覧料						腕時計
					演劇観覧料						他の身の回り用品
					サッカー観覧料						傘(旧「男子洋傘」)
					プロ野球観覧料						ハンカチーフ
					ゴルフ練習料金						たばこ
					ゴルフプレー料金						たばこ(国産品)
					ボウリングゲーム代						たばこ(輸入品)
					ボール使用料						他の諸雑費
					フィットネスクラブ使用料						傷害保険料
					美術館入館料						保育所保育料
					テーマパーク入場料						介護料
					カラオケルーム使用料						行政証明書手数料(注5)
					他の娯楽サービス						パスポート取得料
					写真プリント代						振込手数料
					ビデオソフトレンタル料						警備料
					インターネット接続料						
					ウェブコンテンツ利用料(旧「音楽ダウンロード料」)						
					獣医代						
					ペット美容院代						
					諸雑費						
					理美容サービス						
					入浴料						
					理髪料						
					パーマメント代						
					カット代(旧「ヘアカット代」)						
					ヘアカラーリング代						
					エステティック料金						
					理美容用品						
					理容器具						
					電気かみそり						
					歯ブラシ						
					石けん類						
					化粧石けん						
					ボディソープ						
					洗顔料						
					シャンプー						
					ヘアコンディショナー						
					歯磨き						
					化粧品						

注5)「印鑑証明手数料」、「戸籍抄本手数料」を統合。

※名称を変更する品目については、今後の検討により追加又は変更があり得る。

2010年基準と2015年基準(案)のモデル品目の対応表

追加*1・・・2015年基準の追加品目で、モデル品目とする予定の品目

追加*2・・・2015年基準からモデル品目とする予定の品目

削除*3・・・2015年基準から調査価格を見直し、モデル品目から除外する予定の品目

費目	品目 符号	2010年基準 (74品目)		2015年基準 (82品目)	
		品目名	追加・削除 の別	品目名	
食料	2165		追加*1	コーヒー飲料B	
	2164		追加*2	フライドチキン(外食)	
	2163		追加*2	ドーナツ(外食)	
住居	3000	民営家賃		民営家賃	
	3016	公営家賃		公営家賃	
	3017	都市再生機構・公社家賃		都市再生機構・公社家賃	
	3030	持家の帰属家賃		持家の帰属家賃	
	3180	火災保険料		火災・地震保険料	
光熱・水道	3500	電気代		電気代	
	3600	都市ガス代		都市ガス代	
	3612	プロパンガス		プロパンガス	
	3810	水道料		水道料	
	4610	下水道料		下水道料	
家具・ 家事用品	4510	し尿処理手数料	削除*3		
	4521	リサイクル料金		リサイクル料金	
	4701		追加*2	モップレンタル料	
保健医療	6090	サプリメント		健康保持用摂取品A	
	6094		追加*1	健康保持用摂取品B	
	6200	診療代		診療代	
	6210	出産入院料	削除*3		
交通・通信	7527	普通運賃(JR)		普通運賃(JR)	
	7528	料金(JR, 在来線)		料金(JR, 在来線)	
	7530	料金(JR, 新幹線)		料金(JR, 新幹線)	
	7029	通学定期(JR)		通学定期(JR)	
	7030	通勤定期(JR)		通勤定期(JR)	
	7008	普通運賃(JR以外)		普通運賃(JR以外)	
	7009	通学定期(JR以外)		通学定期(JR以外)	
	7010	通勤定期(JR以外)		通勤定期(JR以外)	
	7050	一般路線バス代		一般路線バス代	
	7057	高速バス代		高速バス代	
	7060	タクシー代		タクシー代	
	7070	航空運賃		航空運賃	
	7363	高速自動車国道料金		高速自動車国道料金	
	7364	都市高速道路料金		都市高速道路料金	
	7105	軽乗用車		軽乗用車	
	7106	小型乗用車A	統合	小型乗用車A	
	7107	小型乗用車B			
	7110	小型乗用車(輸入品)		小型乗用車B	
	7113	普通乗用車		普通乗用車A	
	7115	普通乗用車(輸入品)		普通乗用車B	
	7344	レンタカー料金		レンタカー料金	
	7350		追加*1	ロードサービス料	
	7370	自動車保険料(自賠責)		自動車保険料(自賠責)	
7390	自動車保険料(任意)		自動車保険料(任意)		

追加*1・・・2015年基準の追加品目で、モデル品目とする予定の品目

追加*2・・・2015年基準からモデル品目とする予定の品目

削除*3・・・2015年基準から調査価格を見直し、モデル品目から除外する予定の品目

費目	品目 符号	2010年基準（74品目）		2015年基準（82品目）	
		品目名		追加・削除 の別	品目名
交通・通信	7410	固定電話通信料			通信料(固定電話)
	7430	携帯電話通信料			通信料(携帯電話)
	7433			追加*2	運送料
	7446	携帯電話機			携帯電話機
教育	8010	私立中学校授業料			中学校授業料(私立)
	8020	公立高校授業料			高校授業料(公立)
	8030	私立高校授業料			高校授業料(私立)
	8040	国立大学授業料			大学授業料(国立)
	8060	私立大学授業料			大学授業料(私立)
	8070	私立短期大学授業料			短期大学授業料(私立)
	8080	公立幼稚園保育料			幼稚園保育料(公立)
	8090	私立幼稚園保育料			幼稚園保育料(私立)
	8077	専門学校授業料			専門学校授業料(私立)
	8110	教科書			教科書
8100	学習参考教材			学習参考教材	
教養娯楽	9078	パソコン(デスクトップ型)			パソコン(デスクトップ型)
	9079	パソコン(ノート型)			パソコン(ノート型)
	9043	カメラ			カメラ
	9172			追加*2	コンパクトディスク
	9205	新聞代(全国紙)			新聞代(全国紙)
	9226	月刊誌			月刊誌
	9230	週刊誌			週刊誌
	9263			追加*2	単行本B
	9300	宿泊料			宿泊料
	9305	外国パック旅行			外国パック旅行費
	9330	放送受信料(NHK)			放送受信料(NHK)
	9367	放送受信料(NHK・ケーブル以外)			放送受信料(NHK・ケーブル以外)
	9341			追加*2	映画観覧料
	9342			追加*2	演劇観覧料
	9345	サッカー観覧料		削除*3	
	9350	プロ野球観覧料		削除*3	
	9353	ゴルフ練習料金		削除*3	
	9374	美術館入館料			美術館入館料
	9372	テーマパーク入場料			テーマパーク入場料
	9397	インターネット接続料			インターネット接続料
9403	音楽ダウンロード料			ウェブコンテンツ利用料	
諸雑費	9722			追加*2	ハンドバッグB
	9799	たばこ(国産品)			たばこ(国産品)
	9798	たばこ(輸入品)			たばこ(輸入品)
	9928	傷害保険料			傷害保険料
	9921			追加*2	保育所保育料
	9914	介護料			介護料
	9920	振込手数料			振込手数料
	9931			追加*1	警備料

(参考指数) ラスパイレス連鎖基準方式における寄与度の算出方法

※2015年基準では、連鎖基準方式における各品目の「総合」指数の前年同月比等に対する寄与度の算出・公表を開始いたします。

○総合指数の前年同月比に対する寄与度は、以下の式により算出します

・生鮮食品

$$\text{品目 } i \text{ の寄与度} = \frac{1}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-2,12}^{(L)j}} \cdot \left(\frac{I_{y-1,12,i} \cdot w_{y-2,12,i} - I_{y-1,m,i} \cdot w_{y-2,m,i}}{I_{y-2,i} \cdot \sum_{i=1}^n w_{y-2,i}} \right) + \frac{I_{y-1,12}^{(L)n}}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-1,12}^{(L)j}} \cdot \frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,i}} - 1 \right) \cdot \frac{w_{y-1,m,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,i}}$$

・生鮮食品以外の品目

$$\text{品目 } i \text{ の寄与度} = \frac{1}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-1,12,i} - I_{y-1,m,i}}{I_{y-2,12,i}} \right) \cdot \frac{w_{y-2,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-2,i}} + \frac{I_{y-1,12}^{(L)n}}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,12,i}} - 1 \right) \cdot \frac{w_{y-1,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,i}}$$

寄与度: 品目*i*の*y*年*m*月における総合指数対前年同月比に対する寄与度 $I_{y,(m),i}$: 品目*i*の*y*年(*m*月)価格指数

$w_{y,(m),i}$: 品目*i*の*y*年(*m*月)ウェイト j : 生鮮食品の合算 k : 生鮮食品以外の品目の合算 n : 全品目の合算

$I_{y,m}^{(L)x}$: 合算範囲*x*における*y*年(*m*月)のラスパイレス連鎖指数

(参考) 連鎖基準方式指数に係る寄与度分解の考え方

(1) 固定基準方式指数の前年同月比に係る寄与度分解

寄与度分解は、総合指数の前年同月比の算式を、品目*i*の変化率の和に分解することで行います。固定基準方式指数の前年同月比を分解すると、

$$\text{総合指数の前年同月比} = \frac{I_{y,m} - I_{y-1,m}}{I_{y-1,m}} \times 100 = \frac{1}{I_{y-1,m} \cdot \sum_{i=1}^n w_{y=0,i}} \left(\sum_{i=1}^n \frac{I_{y,m,i} - I_{y-1,m,i}}{I_{y=0,i}} \cdot w_{y=0,i} \times 100 \right) \times 100$$

となります。この式で () の中は品目*i*の変化率の和の形となっています。ここで、() の中のΣを外すことにより、品目*i*の寄与度の算式となります。

$$\text{品目 } i \text{ の寄与度} = \left(\frac{1}{I_{y-1,m} \cdot \sum_{i=1}^n w_{y=0,i}} \cdot \frac{I_{y,m,i} - I_{y-1,m,i}}{I_{y=0,i}} \cdot w_{y=0,i} \times 100 \right) \times 100$$

なお、「平成 22 年基準 消費者物価指数の解説」の 28 ページに示している算式との関係を見ると、 $I_{y=0,i} = 100$ であることから、

$$\text{品目 } i \text{ の寄与度} = \left(\frac{I_{y,m,i} - I_{y-1,m,i}}{I_{y-1,m}} \cdot \frac{w_{y=0,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y=0,i}} \right) \times 100$$

となり、一致することが分かります。

(2) 連鎖基準方式指数の前年同月比に係る寄与度分解 (生鮮食品を除く系列)

連鎖基準方式の寄与度分解も、固定基準方式と同様に、総合指数の前年同月比の算式を、品目*i*の変化率の和に分解するという方針で行います。

ここで、*y*-1年*m*月から*y*年*m*月にかけての前年同月比を考えると、リンク時点である*y*-1年12月を境にして、*y*-1年*m*月から*y*-1年12月にかけては*y*-2年のウェイトによる連鎖指数で集計されるのに対し、*y*-1年12月から*y*年*m*月にかけては*y*-1年のウェイトによる連鎖指数で集計されます。そこで、寄与度分解に際しても、「*y*-1年*m*月から*y*-1年12月の寄与」と「*y*-1年12月から*y*年*m*月の寄与」に分けて考えます。

先述の「生鮮食品以外の品目」の寄与度式のうち、

第1項 $\frac{1}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-1,12,i} - I_{y-1,m,i}}{I_{y-2,12,i}} \right) \cdot \frac{w_{y-2,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-2,i}}$ が「*y*-1年*m*月から*y*-1年12月の寄与」に対応し、

第2項 $\frac{I_{y-1,12}^{(L)n}}{I_{y-1,m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,12,i}} - 1 \right) \cdot \frac{w_{y-1,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,i}}$ が「*y*-1年12月から*y*年*m*月の寄与」に対応しています。

$$\begin{aligned}
&= \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-212}^{(L)j}} \cdot \left(\sum_{i=1}^i \frac{I_{y-112i}}{I_{y-2i}} \cdot \frac{W_{y-212i}}{\sum_{l=1}^j W_{y-2l}} - \sum_{i=1}^i \frac{I_{y-1mi}}{I_{y-2i}} \cdot \frac{W_{y-2mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-2l}} \right) \cdot \frac{W_{y-2j}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} \\
&\quad + \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \left(\sum_{i=1}^k \frac{I_{y-112i}}{I_{y-212i}} \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-2l}} - \sum_{i=1}^k \frac{I_{y-1mi}}{I_{y-212i}} \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-2l}} \right) \cdot \frac{W_{y-2k}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-112}^{(L)j}} \cdot \sum_{i=1}^j \frac{I_{ym i}}{I_{y-1i}} \cdot \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-1l}} - \sum_{i=1}^j \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-1l}} \right) \cdot \frac{W_{y-1j}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \left(\sum_{i=1}^k \frac{I_{ym i}}{I_{y-112i}} \cdot \frac{W_{y-1i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-1l}} - \sum_{i=1}^k \frac{W_{y-1i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-1l}} \right) \cdot \frac{W_{y-1k}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&= \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-212}^{(L)j}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i}}{I_{y-2i}} \cdot \frac{W_{y-212i}}{\sum_{l=1}^j W_{y-2l}} - \frac{I_{y-1mi}}{I_{y-2i}} \cdot \frac{W_{y-2mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-2l}} \right) \cdot \frac{\sum_{i=1}^j W_{y-2i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} \\
&\quad + \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k \left(\frac{I_{y-112i}}{I_{y-212i}} \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-2l}} - \frac{I_{y-1mi}}{I_{y-212i}} \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-2l}} \right) \cdot \frac{\sum_{i=1}^k W_{y-2i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-112}^{(L)j}} \cdot \frac{I_{ym i}}{I_{y-1i}} \cdot \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-1l}} - \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{l=1}^j W_{y-1l}} \right) \cdot \frac{\sum_{i=1}^j W_{y-1i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k \left(\frac{I_{ym i}}{I_{y-112i}} \cdot \frac{W_{y-1i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-1l}} - \frac{W_{y-1i}}{\sum_{l=1}^k W_{y-1l}} \right) \cdot \frac{\sum_{i=1}^k W_{y-1i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&= \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-212}^{(L)j}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i} \cdot W_{y-212i} - I_{y-1mi} \cdot W_{y-2mi}}{I_{y-2i} \cdot \sum_{l=1}^j W_{y-2l}} \right) \\
&\quad + \frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k \left(\frac{I_{y-112i} - I_{y-1mi}}{I_{y-212i}} \right) \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-112}^{(L)j}} \cdot \frac{I_{ym i}}{I_{y-1i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&\quad + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k \left(\frac{I_{ym i}}{I_{y-112i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \\
&= \sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i \left[\frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-212}^{(L)j}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i} \cdot W_{y-212i} - I_{y-1mi} \cdot W_{y-2mi}}{I_{y-2i} \cdot \sum_{l=1}^j W_{y-2l}} \right) + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-112}^{(L)j}} \cdot \frac{I_{ym i}}{I_{y-1i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \right] \\
&\quad + \sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k \left[\frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i} - I_{y-1mi}}{I_{y-212i}} \right) \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{ym i}}{I_{y-112i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}} \right]
\end{aligned}$$

$\sum_{j=1}^J \sum_{i=1}^i [\]$ の項は生鮮食品品目の寄与、 $\sum_{k=1}^K \sum_{i=1}^k [\]$ の項は生鮮食品以外の品目の寄与となっている。

Σ を外して、生鮮食品の品目 i の寄与度は

$$\frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \frac{I_{y-2}^{(L)j}}{I_{y-212}^{(L)j}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i} \cdot W_{y-212i} - I_{y-1mi} \cdot W_{y-2mi}}{I_{y-2i} \cdot \sum_{l=1}^j W_{y-2l}} \right) + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-1}^{(L)j}}{I_{y-112}^{(L)j}} \cdot \frac{I_{ym i}}{I_{y-1i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1mi}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}}$$

生鮮食品以外の品目 i の寄与度は

$$\frac{1}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{y-112i} - I_{y-1mi}}{I_{y-212i}} \right) \cdot \frac{W_{y-2i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-2i}} + \frac{I_{y-112}^{(L)n}}{I_{y-1m}^{(L)n}} \cdot \left(\frac{I_{ym i}}{I_{y-112i}} - 1 \right) \cdot \frac{W_{y-1i}}{\sum_{i=1}^n W_{y-1i}}$$

となる。

小売物価統計調査の調査方法

<価格調査>

価格調査は、全国の 167 市町村から選定した小売店舗及びサービス事業所から、約 550 品目の商品の小売価格又はサービス料金を調査しています。調査に当たっては、原則として、消費者が実際に購入している価格を調査しています。

調査は、調査市町村内に価格調査地区を設定して行います。価格調査地区は、調査市町村全域を都市階級ごとに定められた数に分割して設定します。また、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、調査品目を調査品目区分（6 区分）に分類しています。価格収集数は、調査市町村の都市階級区分と調査品目区分の組合せにより定めています。

調査対象店舗等は、調査品目ごとに、各価格調査地区内で販売数量等の多い店舗等の順に、価格収集数に応じた店舗等を選定し、調査店舗等としており、全国で約 27,000 の店舗等が選定されています。

なお、一部の調査品目については、調査市町村内、都道府県内又は全国に所在する店舗等のうち利用者の多い順に、価格収集数に応じた店舗等を選定し、これを調査店舗等としています。

調査日は、毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日としています。ただし、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花のうち約 40 品目は、毎月 5 日、12 日、22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日を調査日としています。

<家賃調査>

家賃調査は、全国の 167 市町村から民営借家及び公的住宅を選定し、家賃の月額及び延べ面積等を調査しています。

民営借家の調査は、調査市町村内に家賃調査地区を設定して行います。家賃調査地区は、国勢調査調査区を抽出単位として抽出しており、全国で約 1,200 地区を選定しています。また、家賃調査地区は 5 年ごとに見直しています。調査世帯は、各家賃調査地区内に居住するすべての民営借家世帯としており、全国で約 28,000 世帯が選定されています。なお、民営借家の調査は、調査市町村ごとに家賃調査地区を 3 群に分け、各群について 3 か月ごとに調査しています。

公的住宅の調査は、調査市町村内において該当する全ての住宅の家賃等を対象とし、公的住宅を管理している所管関係機関を調査事業所に指定して調査しています。

調査日は、毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日としています。

<宿泊料調査>

宿泊料調査は、全国の 99 市町村から民営宿泊施設を選定し、大人 2 人で宿泊した場合の大人 1 人分の平日料金と休前日料金を調査しています。

調査は、調査市町村ごとに、代表的な民営宿泊施設（宿泊者数の多い旅館、ホテル等）を所定数選定しており、全国で約 320 の旅館・ホテルが選定されています。

調査日は、毎月 5 日を含む週の金曜日（休日の前日の場合は翌週の月曜日）及び土曜日としています。

(注) 調査市町村数等は、動向編の対象数（2014 年 12 月現在）によります。

消費者物価指数における品質調整の方法

名称	内容
オーバーラップ法	同一時点において同一条件で販売されている新・旧の銘柄の価格差は、品質の差を反映しているとみなして、両者の価格比を用いて調整を行います。
容量比による換算	新・旧の銘柄で品質は同じで、容量だけに差があり、価格と容量がほぼ比例的な関係にある場合には、新銘柄の価格を旧銘柄の容量に対する価格に換算します。
回帰式を用いた換算	新銘柄の価格を回帰式に当てはめ、新銘柄の価格について旧銘柄と同等な場合の価格を推計し、両者の価格比を用いて調整を行います。
オプションコスト法	旧銘柄ではオプションとなっていた装備が、新銘柄では標準装備となったとき、品質向上に伴う価格上昇はオプション部分の購入費用に相当します。ただし、標準装備になると生産量が多くなる分、必要なコストはオプション装備に必要なコストよりも少なくて済むと考えられます。また、消費者はオプションの購入費用をかけないことを選択する機会を失うことなどから、オプションであったときの価格からその分を調整（通常、2分の1とみなすことが多い。）して品質向上分として扱います。
インピュート法	新・旧の銘柄を前月時点で比較することができない場合、その品目の価格変化を類内の他の品目全ての平均的な価格変化と等しいとみなして接続を行います。 この方法は同時点の新・旧両銘柄の価格が得られない場合に用いる方法であり、通常この方法を用いることは適当ではありませんが、出回りが季節的に限られる被服などの品目で例外的に用いています。
ヘドニック法	各製品の品質を構成する複数の特性（性能）を分解し、これらの諸特性と各製品の価格との関係を重回帰分析により推計し、新・旧の銘柄の品質変化分を価格に換算して調整を行います。
直接比較	新・旧の銘柄の品質などが同じとみなせる場合は、調査された価格を直接採用します。 この場合、リンク係数の作成などの特別な処理を必要としませんが、適用に当たっては新・旧両銘柄の品質について吟味し、同等と判断されることが必要です。

※消費者物価指数における品質調整の実績（2011年1月～2014年12月）は、オーバーラップ法が137件、容量比による換算が56件、オプションコスト法が13件、直接比較が211件です。

(参考) 主な品質調整方法の計算例

○オーバーラップ法

《例1》			
	前々月	前 月	当 月
商品A	120 円	130 円	—
商品B	—	160 円	165 円
リンク係数	$\frac{\text{前月の商品Aの価格}}{\text{前月の商品Bの価格}}$		
	$= \frac{130 \text{ 円}}{160 \text{ 円}}$		
	$= 0.8125$		
比較時価格	前々月	前 月	当 月
	120 円	130 円	134.06 円
			[165 円×0.8125]

○容量比による換算

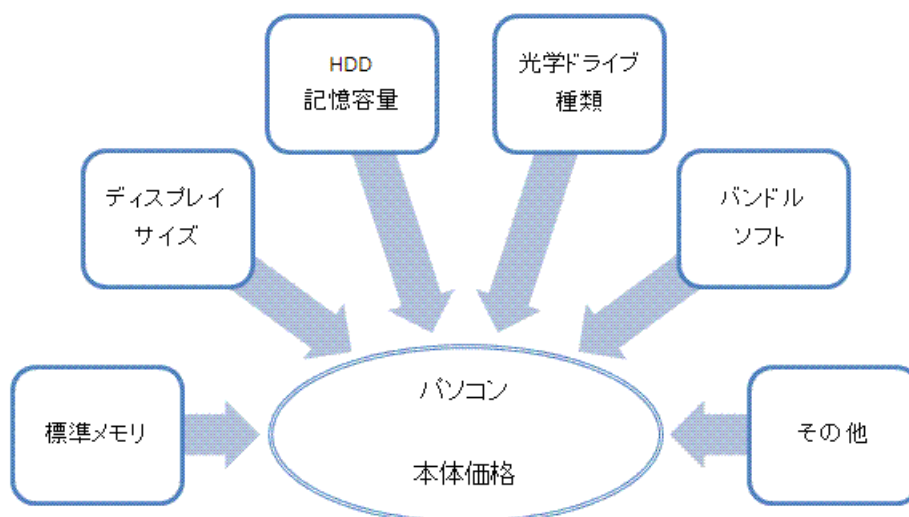
《例2》			
	前 月	当 月	
商品A	150 g 135 円	—	
商品B	—	160 g 150 円	
リンク係数	$\frac{\text{商品Aの容量}}{\text{商品Bの容量}}$		
	$= \frac{150\text{g}}{160\text{g}}$		
	$= 0.9375$		
比較時価格	前 月	当 月	
	150 g 135 円	150 g 140.63 円	
			[160 g 150 円×0.9375]

POS情報を用いたヘドニック指数の作成方法

ヘドニック法とは品質調整に用いられる方法のひとつで、各製品の品質がこれを構成する複数の特性（性能）に分解でき、価格は性能によって決定されると考え、これらの諸特性（例えば、パソコンならHDD記憶容量、メモリ容量、バンドルソフトの有無など）と各製品の価格との関係を、重回帰分析という統計的手法で解析することにより、製品間の価格差のうち品質に起因する部分を計量的に把握しようとする手法です。

消費者物価指数では、品質向上が著しく製品サイクルが極めて短いパソコン及びカメラについて、品質調整済みの価格変動をヘドニック法により直接求める方法を採用しています。なお、より客観的で信頼度の高い重回帰分析を行うためには、多数の製品についての大量の価格、数量及び特性に関する情報が必要となるため、これらのヘドニック法の適用に当たってはPOS情報を用いています。

<ヘドニック法による品質調整の例(パソコン)>



- ⇒ 多数のパソコン販売データから、特性と価格の相関関係を分析
- ⇒ 例えば「HDD 記憶容量が 1000GB 増→パソコン本体価格は 5.0%上昇」という関係を推計
- ⇒ HDD 記憶容量が 1000GB 増の新製品が出た場合は、本体価格を 5.0%割引いて比較

[参考]実際には統計的な回帰式で計算

$$\ln p_T = \alpha_t + \beta_t \delta_{T,t} + \sum_k \gamma_{t,k} x_k$$

p_T : 販売価格 T : 時点= $t-1, t$ k : 説明に用いた特性

$\alpha_t, \beta_t, \gamma_{t,k}$: 偏回帰係数 x_k : 特性量

$$\delta_{T,t} : \text{販売時点ダミー} = \begin{cases} 0 & (T=t-1 \text{ のとき}) \\ 1 & (T=t \text{ のとき}) \end{cases}$$

平成 22 年基準消費者物価指数におけるモデル式に係る見直し

適用開始年月	変更した品目	変更の概要
平成 24 年 1 月以降適用	高速自動車国道料金	高速道路無料化社会実験、東北地方の高速道路の無料開放等に対応し、平日・土日別の価格を指数に反映するよう変更
平成 24 年 8 月以降適用	電気代	再生可能エネルギー発電促進賦課金の創設に対応し、銘柄を変更
平成 25 年 10 月以降適用	傷害保険料	代表的な商品の変化に対応し、銘柄を変更
平成 26 年 4 月以降適用	高校授業料	就学支援に係る制度の改正に対応し、複数の所得区分における授業料を指数に反映するよう変更
	診療代	保険診療の自己負担割合の一部引上げ等へ対応し、受診者負担分の価格を指数に反映するよう変更
	普通運賃（J R）、普通運賃（J R 以外）、一般路線バス代、高速バス代	I C カード運賃と現金運賃で異なる運賃の導入に対応し、銘柄を変更
	振込手数料	代表的な商品の変化に対応し、銘柄を変更
	電気代、都市ガス代	早取料金等の支払い制度の変更に対応し、銘柄を変更
平成 27 年 1 月以降適用	電気代	太陽光発電促進付加金の再生可能エネルギー発電促進賦課金への移行終了等に対応し、銘柄を変更
	し尿処理手数料	モデルケースとする処理量・世帯人員を更新
	リサイクル料金	廃家電 4 製品別の価格を、引取台数をウエイトとして加重平均する算式に変更
	携帯電話機	スマートフォンについて O S ごとに代表的な機種価格を指数に反映するよう変更
	公立幼稚園保育料、私立幼稚園保育料	子ども・子育て支援新制度に対応し、就園奨励費等を控除した保育料を指数に反映するよう変更
平成 27 年 4 月以降適用	料金（J R、新幹線）、普通運賃（J R）、通学定期（J R）、通勤定期（J R）	北陸新幹線の長野・金沢間開業 [*] 及び並行在来線の運営主体変更に対応し、銘柄を変更 ※ 3 月調査日の後（3 月 14 日）に開業

詳細は総務省統計局ホームページの以下を御参照ください。

<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/index.htm>

消費者物価指数の中間年におけるこれまでの見直し

○平成 12 年基準の中間年見直し

(平成 15 年 1 月分から)

追加品目	廃止品目
プリンタ インターネット接続料	ワープロ

・「カメラ」について、デジタルカメラによる価格も取り込みました。

○平成 17 年基準の中間年見直し

(平成 20 年 1 月分から)

追加品目	廃止品目
ビール風アルコール飲料 電気洗濯機（洗濯乾燥機） 家庭用ゲーム機（携帯型）	テレビ（ブラウン管） オーディオ記録媒体

・「固定電話通信料」について、IP 電話による価格も取り込みました。

○平成 22 年基準の中間年見直し

(平成 25 年 1 月分から)

・「携帯電話機」及び「携帯電話通信料」について、スマートフォンによる価格も取り込みました。

(平成 26 年 1 月分から)

・「パソコン（ノート型）」について、タブレット端末による価格も取り込みました。